	,,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>	日月生 间如此列音	4	
商品名		総合口座		
	普通預金	定期預金(自動継続定期預金)	公共債	
		(自動継続扱いの期日指定定期預金		
		大口定期、スーパー定期、変動金		
		利定期預金)	の保護預り)	
	. 业质代基序313	定期積金	9.0 集以上の押!	
販売対象 期 間	・当座貸越取引を前提とするので、本人確認の出来る満20歳以上の個人			
	および個人事業主の方(1人1口座に限らせて頂きます) ・普通預金 払戻に関する期間の定めはありません。			
	・定期預金 払戻に関する期間の定め(満期日)があります。			
		ム戻に関する期間の定め(満期日)があ		
		ム戻に関する期間の定め(償還日)があ	· =	
預 入			× - · / 0	
(1)預入方法	各々の規定によ	じりお取扱します		
(2) 預入金額	・各々の規定によ	にりお取扱します		
(3)預入単位		こりお取扱します		
払出方法		省庫の本支店窓口にて払い出しできます	•	
		チャッシュカードのご利用により、当庫		
		その他オンライン提携金融機関 ATM に	おいて払い出しできま	
			- デアルニコロエン・・・と し	
		TM のお取扱い時間については窓口にて		
		当庫の本支店窓口等でお引出しできます K 庫の本末店窓口等でお引出してきます		
利息	・定期積金	当庫の本支店窓口等でお引出しできます		
(1) 適用金利	 ・預全規定により	こづき、毎日の店頭表示の利率を適用し		
		頁金 (除く、変動金利定期預金) につい	· -	
	一			
		ついては、店頭にてお問い合わせ願いま		
(2) 利払頻度	・各々の規定によ	じりお取扱いします。		
(3) 計算方法	・各々の規定によりお取扱いします。			
	・平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には			
税	「復興特別所得税」が追加課税されますので 20.315%			
	(所得税 15.315% 住民税 5%) の税金がかかります。			
	ただし、マル優をご利用の場合は除きます。			
	・キャッシュカードによる支払等にあたっては、キャッシュカード規定に定め			
	る手数料を微求することがあります。			
	・普通預金の残高が不足した場合、不足額については定期預金、定期積金、			
	国債等を担保に自動的に借入ができます。また、ご返済は、普通預金へ			
	ご入金いただければ自動的にご返済いただけます。			
担保の種類	・定期預金			
	自動継続扱いの期日指定定期預金、大口定期、スーパー定期、変動金利定			
	期預金			
	・定期積金			
	・保護預り公共債			
	利付国債、政府保証債、割引国債			
自動借入限度額		全合計額の90%かつ500万円以内	.1.	
		込済み合計額の90%かつ500万円以		
		守保証債:額面合計額の80%かつ50 ころご知の80%かっ500円円以内	0 万円以内	
	・割引国債:額面	面合計額の60%かつ500万円以内		

	(注) 定期預金と定期積金を担保に最高500万円以内。公共債を担保に
	最高500万円以内。合計1,000万円のお借入ができます。
お借入利率	 ・お利息は、毎年2月と8月の当金庫所定の日に普通預金から引き落とさせていただきます。 ・定期預金:担保定期預金の約定利率+0.5% (期日指定定期預金の場合は「2年以上」の利率) ・定期積金:担保定期積金の約定利率+1.0% ・公 共 債:窓口にてお借入利率をご確認願います。 (注)定期預金、定期積金、公共債等があるときは、お借入利率の低いものから順次担保となります。貸越利率が同一の場合は、定期預金、定期積金を担保とし、数口ある時はお預入日の早い順に担保とします。また、同種の公共債が数口ある場合は、償還期限の早い順、償還期限が同日の場合は取扱番号の早い順から担保とします。
金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
中途解約時	・普通預金については定めはありません。
の取扱い	・定期預金・定期積金については、各々の規定によりお取扱いします。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	 ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部(9時~17時、電話:0120−160−455)にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 ・滋賀弁護士会(電話:077−522−3238) ・東京弁護士会(電話:03−3581−0031) ・第一東京弁護士会(電話:03−3595−8588) ・第二東京弁護士会(電話:03−3581−2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03−3517−5825)にお申し出下さい。
その他参考となる事項	・預金保険制度の対象預金です。 ・預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの 預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。

(令和6年7月17日現在)